

太陽光発電事業と地域環境との調和に関する事項について（概要）

1 現状及び今後の取組内容〔背景・目的〕

現在、太陽光発電施設の設置に対し、丹波市開発指導要綱（1,000㎡以上の土地に設置する場合）及び兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（事業区域が5,000㎡以上の場合）の規定に基づき、地盤勾配、排水能力、太陽光パネルの高さや向き、周辺の環境保全等に努めています。

しかし、設置者の地域住民への周知や防災措置を含めた事業説明が不十分なこと、また、管理者の施設設置後の維持管理、施設が不要となった場合の廃棄処分等について、市民の皆様から相談や苦情が寄せられています。

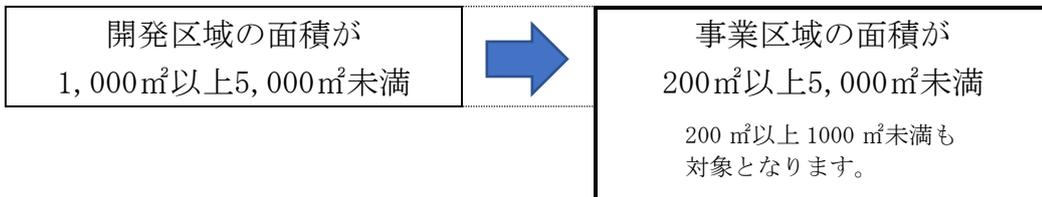
丹波市では、太陽光発電施設が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電事業に関して、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び地域住民等の生活を確保していきます。

説明資料P1（目的）

2 基本的事項

（1）対象となる太陽光発電施設

面積の下限値については、10kwの太陽光発電施設の設置に相当する土地の面積に設定し、地域環境との調和を図ることとしています。



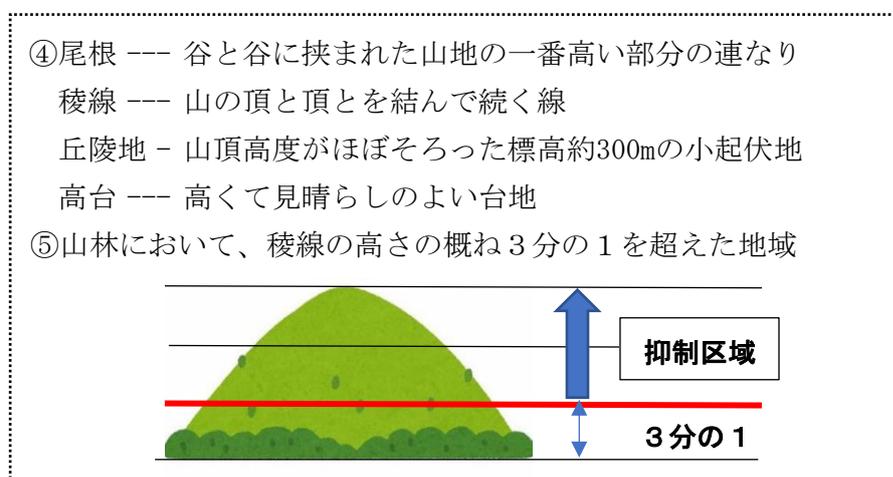
説明資料P1（定義）

（2）禁止区域及び抑制区域

土砂災害の発生するおそれがある区域や地域環境との調和が必要な区域について、事業区域に含むことを禁止する「禁止区域」と事業区域に含まないように求める「抑制区域」を設定しています。

禁止区域	事業区域に含むことを禁止する区域
	①地すべり防止区域 ②急傾斜地崩壊危険区域
	③土砂災害特別警戒区域 ④兵庫県立自然公園の区域
	⑤鳥獣保護区
	⑥農業振興地域の区域内にある農用地区域 (営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。)
	⑦保安林

抑制区域	<p>事業区域に含まないように求める区域</p> <p>①河川区域及び河川保全区域</p> <p>②砂防指定地</p> <p>③埋蔵文化財を包蔵する土地</p> <p>④山頂や尾根稜線、丘陵地稜線、高台頂部等の区域</p> <p>⑤山林において、<u>稜線の高さの概ね3分の1を超えた区域</u></p> <p>⑥国道及び県道の敷地境界から50m以内の区域 ※</p> <p>⑦鉄道用地の敷地境界から50m以内の区域 ※</p> <p>⑧住宅地の境界から50m以内の区域 ※</p> <p>⑨その他景観の阻害など住環境が悪化するおそれがあると認めた区域</p> <p>※自然地形等により容易に望見できない場合を除く。</p>
------	--



説明資料P1（禁止区域）P2（抑制区域）

(3) 近隣関係者への説明

設置者は、太陽光発電施設の設置に関する事業計画の届出の前に、その内容について近隣関係者への説明を義務付けており、単に説明をするだけでなく、将来的なトラブルを防ぐためにも、近隣関係者の意向を尊重し、了解を得た上で事業を進める必要があります。

近隣関係者	<p>①事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者</p> <p>②事業区域に隣接する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者</p> <p>③地元自治会等に所属する関係住民</p> <p>④その他、特に必要と認める者</p>
-------	--

説明資料P3（近隣関係者への説明）

(4) 適正な維持管理の実施

毎年、管理者に対して、適正な維持管理の状況及び撤去費用の確保の状況等の報告を求め、また、太陽光発電施設を廃止したときは、速やかに撤去するよう義務付けています。

さらに、従来から設置されている太陽光発電施設においても、地域環境に及ぼす影響が大きい場合など、必要に応じて管理者に対し報告を求めることができます。

説明資料P1（設置者及び管理者の責務） P3（報告の徴収）

(5) 違反者の公表・罰則等

設置者及び管理者が適切な事務手続きをしない場合や適正な維持管理を怠り地域環境に被害を与えるおそれがある場合は、必要な措置を講ずるよう勧告及び公表を行うことが可能となります。

勧告に従わない設置者又は管理者や、必要な届出をせずに太陽光発電施設を設置した設置者又は管理者には罰則が適用されます。

（違反事業者は経済産業省によりFIT法の認定が取り消されることもあります。）

説明資料P3（指導又は助言）（勧告） P4（公表）（罰則）

3 スケジュール

令和5年6月	議会概要説明
令和5年7月	パブリックコメント（募集期間1カ月）
令和5年9月	パブリックコメント結果公表
令和5年10月～11月	条例案作成
令和5年12月	議会議案提案
令和6年1月	条例施行の周知
令和6年4月	条例施行

4 手続きの流れ

